

学校いじめ防止基本方針

令和3年4月

福島県立大沼高等学校

福島県立大沼高等学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定、平成29年3月24日改定、以下「国の基本方針」という。）、にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう、以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、その未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての生徒に認識させるとともに、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめ防止対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に取り組む。

2 基本方針

(1) いじめの定義『いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号より）』

(第2条) 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<具体的ないじめの様態(例)>

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・遊びやチームに入れない。
 - ・席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
 - ・靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・使い走りをさせられたり、万引きや恐喝を強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。

<「いじめ」に当たるか否かの判断する際の留意点>

- ① いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
- ② いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないよう努めること。
- ③ 特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用すること。
- ④ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し判断すること。
- ⑤ インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。
- ⑥ 教員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策委員会へ事案の情報共有を行うこと。

(2) いじめの防止や解決のために理解すべきこと

- ① いじめほどの生徒にも起こりうること、またどの生徒も被害者にも加害者にもなり得ること。また「観衆」としてはやし立てるなど、いじめに対し、周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団としていじめを許さない雰囲気形成されるべきこと。
- ② 暴力を伴わないいじめであっても何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危機を生じさせること。また「いじめ」が犯罪行為として取り扱われるべきと認められたり、生徒の生命や身体、財産に重大な被害を生じさせると判断されたりする場合は、教育的配慮や被害者の意向に配慮しつつも速やかに警察等に相談・通報の上、警察と連携すべきこと。
- ③ 特に配慮が必要な生徒として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援や保護者との連携、周囲の生徒に対する指導など、組織的な対応が必要なこと。
 - ・発達障害を含む、障害のある生徒
 - ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる生徒
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒

(3) いじめの未然防止のための取組

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 生徒がいじめ問題を主体的に捉えることができる取組を実践し、いじめが重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象となり得ることを理解させる。
- ③ 生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ④ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ⑤ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

(4) いじめの早期発見のための取組

- ① 教職員は生徒間のささいなトラブル等であってもいじめではないかと疑いの目を持って早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめの認知に努める。
- ② 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
- ③ 面接週間や定期的なアンケート実施により、生徒理解といじめの早期発見に努める。
- ④ 生徒に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。

(5) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

①名称

「いじめ防止対策委員会」

②構成員

校長、教頭、生徒指導部長、各学年主任、教育相談担当教諭、養護教諭、
スクールカウンセラー

③組織の役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめの疑いに関する情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整
(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)
- ・いじめの認定
- ・いじめの解消の判断を審議

以下の2つの要件を確認し、いじめが解消されたかどうかを判断する。

- A いじめに係る行為が止んでいること。(被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月を目安に相当の期間継続していること。)
- B 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。(いじめが再発する可能性が十分ありうることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること。)

(6) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、組織的な対応のもとで、学校は直ちにいじめを受けていると思われる生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、速やかにいじめたとされる生徒に対し事情を確認し、いじめの事実の有無を確認する。
- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、軽微なものであっても直ちに教育委員会に報告する。またいじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ いじめを見ていたり同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になってそのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

- ⑤ インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。また、必要に応じて法務局人権擁護部の協力を求める、所轄警察署等に通報するなど、外部機関と連携して対応する。

(7) 重大事態発生時の対応

<重大事態とは>

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。相当の期間とはおおそ年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間欠席しているような場合には、上記の目安に関わらず、校長の判断により迅速に調査に着手する。
- ③ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

<重大事態の報告>

重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

<重大事態の調査>

- ① 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。
- ② 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ③ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

(8) 年間計画

月	生徒指導計画	面談・実態調査 (アンケート等)の実 施計画	校内研修 計画	いじめ防止のた めの会議等	評価計画
4月	コミュニケーション 講習 GW中の過ごし方指 導	第1回面接週間		スクールカウンセリ ング(年間通し) 第1回いじめ防止対 策委員会	計画・目標の作成と 提示
5月	登校指導 交通安全教室		校内研修1 未然防止と早期 発見		
6月	登校指導	第1回被害調査 第2回面接週間		第2回いじめ防止対 策委員会	
7月	登校指導 全校集会 夏季休業中の過 し方指導 インターンシッ プ 演劇ワークショップ SNS安全教室	生徒自己評価・授業評価			
8月					
9月	登校指導				中間評価
10月	登校指導 創立100周年記念 式典 強歩大会		校内研修2 いじめの 対応		
11月	登校指導 文化祭	第2回被害調査 第3回面接週間		第3回いじめ防止対 策委員会	
12月	登校指導 全校集会 冬季休業中の過 し方指導 スポーツ大会				
1月					
2月		第3回被害調査 第4回面接週間		第4回いじめ防止対 策委員会	年間評価 報告
3月	全校集会 春季休業中の過 し方指導				

(9) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

重大事態への対応

